

令和8年6月5日

## 第3回羽島市議会定例会議案

## 目 次

報第 3 号	令和 7 年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について……………	4
報第 4 号	令和 7 年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について……………	7
諮第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	9
諮第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 0
議第 3 5 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 1
議第 3 6 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 2
議第 3 7 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 3
議第 3 8 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 4
議第 3 9 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 5
議第 4 0 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 6
議第 4 1 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 7
議第 4 2 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 8
議第 4 3 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	1 9
議第 4 4 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	2 0
議第 4 5 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	2 1
議第 4 6 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	2 2
議第 4 7 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	2 3
議第 4 8 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	2 4
議第 4 9 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	2 5
議第 5 0 号	羽島市農業委員会委員の任命について……………	2 6
議第 5 1 号	羽島市税条例の一部を改正する条例について……………	2 7
議第 5 2 号	羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について……………	4 4
議第 5 3 号	羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	4 8
議第 5 4 号	羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	6 1
議第 5 5 号	羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条	

	例の一部を改正する条例について……………	8 9
議第 5 6 号	羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ いて……………	9 2
議第 5 7 号	令和 8 年度羽島市一般会計補正予算（第 2 号）……………	9 4
議第 5 8 号	令和 8 年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）…	1 0 0
議第 5 9 号	動産の取得について……………	1 0 5
議第 6 0 号	工事請負契約の締結について……………	1 0 6
議第 6 1 号	工事請負契約の締結について……………	1 0 7
議第 6 2 号	損害賠償の額を定めることについて……………	1 0 8
議第 6 3 号	市道路線の認定について……………	1 0 9

報第3号

令和7年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

令和7年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	2,624,000	2,624,000	0	2,623,000	0	0	1,000
3	民生費	2 児童福祉費	20,990,000	6,390,000	0	6,390,000	0	0	0
5	農林水産業費	1 農業費	12,360,000	11,134,600	0	4,143,640	6,900,000	0	90,960
7	土木費	2 道路橋りょう費	30,033,000	19,033,000	0	0	19,000,000	0	33,000
		道路新設改良事業	600,625,000	410,420,000	0	0	410,400,000	0	20,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国県支出金	地方債	その他			
7	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう改修事業	38,767,000	38,767,000	0	20,529,000	15,100,000	0	3,138,000	
8	消防費	1 消防費	消防自動車購入事業	13,622,000	13,622,000	0	0	13,500,000	0	122,000	
9	教育費	2	小学校費	小学校施設改修事業	183,733,000	183,733,000	0	59,164,000	124,000,000	0	569,000
		3	中学校費	中学校施設改修事業	10,046,000	10,046,000	0	5,219,000	4,800,000	0	27,000
		7	保健体育費	屋外運動場施設管理費	10,345,000	10,345,000	0	3,482,000	6,800,000	0	63,000

報第4号

令和7年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

令和7年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明		
						国庫支出金	地方債	損益勘定留 保資金					
1	資本的 支出	1	建設 改良費	沈砂池ポンプ棟 耐震補強工事	200,000,000	95,000,000	105,000,000	52,500,000	47,200,000	5,300,000	0	0	入札不落 による手 続きに日 数を要し たため
1	資本的 支出	1	建設 改良費	No.4汚水ポンプ 修繕工事	58,245,000	0	58,245,000	0	55,300,000	2,945,000	0	0	交換部品 が発生 し、その 納期に日 数を要し たため

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
南 谷 東 子		

【提案理由】

現委員である南谷東子氏の任期が、令和8年9月30日に満了することに伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

諮第4号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
渡壁由香		

【提案理由】

現委員である渡壁由香氏の任期が、令和8年9月30日に満了することに伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

議第35号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
岩田 悟		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第36号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
加藤 芳正		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第37号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
山田和也		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第38号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
山 北 嘉 孝		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第39号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
田 中 敏 信		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第40号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
大井理恵		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第41号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
時田昌子		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第42号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
石原 晃		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第43号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
宮田 圭		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第44号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
森川素行		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第45号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
渡邊 裕介		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第46号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
石原 美智世		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第47号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
太田哲也		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第48号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
佐藤文恵		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第49号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏名	生年月日	住所
西川 ひとみ		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第50号

羽島市農業委員会委員の任命について

羽島市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

氏 名	生 年 月 日	住 所
柴 田 稔		

【提案理由】

現委員の任期が、令和8年7月19日に満了することに伴い、新しい羽島市農業委員会委員を任命することについて、議会の同意を求めるものである。

議第51号

羽島市税条例の一部を改正する条例について

羽島市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

**【提案理由】**

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の公布に伴い、羽島市税条例の一部を改正するものである。

羽島市税条例の一部を改正する条例

羽島市税条例（昭和30年羽島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において、給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第33条の7 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u>）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第35条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において、給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所</p>

得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようと

得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項  
\_\_において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようと

するものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る\_\_\_\_\_。)の氏名

(3)及び(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、

するものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、\_\_\_\_\_合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)及び(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、

施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第52条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

## 6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第35条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等

施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第52条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

## 6 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であ

(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第52条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等

(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡

うって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他施行規則で定める事項

婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に

\_\_\_\_\_記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則

2 前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がない

ときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則

で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する \_\_\_\_\_ ことができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第62条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては3

で定めるところにより、前項 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する ことができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第62条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては、30万円、

0万円、償却資産  
にあつては180万円に満たない場  
合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払っ  
た場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度以後

    の各年度分の個人の市民税に限り、  
法附則第4条の5第3項の規定に該当  
する場合における第33条の2の規定  
による控除については、その者の選択  
により、同条中「同条第1項」とある  
のは「同条第1項(第2号を除く。)」  
と、「まで」とあるのは「まで並びに法  
附則第4条の5第3項の規定により読  
み替えて適用される法第314条の2  
第1項(第2号に係る部分に限る。)」  
として、同条の規定を適用することが  
できる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税  
額控除)

第5条の3 平成22年度から令和25  
年度までの各年度分の個人の市民税に  
限り、所得割の納税義務者が前年分の  
所得税につき租税特別措置法第41条  
又は第41条の2の2の規定の適用を  
受けた場合(同法第41条第1項に規  
定する居住年が平成21年から令和1  
2年までの各年である場合に限る。)に  
は、法附則第5条の4第5項(同条第

家屋にあつては、20万円、償却資産  
にあつては、150万円に満たない場  
合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払っ  
た場合の医療費控除の特例)

第4条 平成30年度から令和9年度ま

    での各年度分の個人の市民税に限り、  
法附則第4条の5第3項の規定に該当  
する場合における第33条の2の規定  
による控除については、その者の選択  
により、同条中「同条第1項」とある  
のは「同条第1項(第2号を除く。)」  
と、「まで」とあるのは「まで並びに法  
附則第4条の5第3項の規定により読  
み替えて適用される法第314条の2  
第1項(第2号に係る部分に限る。)」  
として、同条の規定を適用することが  
できる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税  
額控除)

第5条の3 平成22年度から令和20  
年度までの各年度分の個人の市民税に  
限り、所得割の納税義務者が前年分の  
所得税につき租税特別措置法第41条  
又は第41条の2の2の規定の適用を  
受けた場合(同法第41条第1項に規  
定する居住年が平成21年から令和7  
年までの各年である場合に限る。)に  
は、法附則第5条の4第5項(同条第



(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

#### 第7条 略

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

#### 第15条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

#### 第7条 略

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

#### 第15条の2 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下

この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 3 略

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規

この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

### 3 略

定する優良住宅地等のための譲渡又は  
確定優良住宅地等予定地のための譲渡  
に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係  
る個人の市民税の課税の特例)

第17条の2の2 当分の間、所得割の  
納税義務者が前年中に租税特別措置法  
第38条の2第1項に規定する事業所  
得、譲渡所得又は雑所得を有する場合  
には、当該事業所得、譲渡所得及び雑  
所得については、第32条第1項及び  
第2項並びに第33条の3の規定にか  
かわらず、他の所得と区分し、前年中  
の当該事業所得の金額、譲渡所得の金  
額及び雑所得の金額として令附則第1  
8条の6の4で定めるところにより計  
算した金額（以下この項において「特  
定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」  
という。）に対し、特定暗号資産に係る  
課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産  
に係る譲渡所得等の金額（次項第1号  
の規定により読み替えて適用される第  
33条の2の規定の適用がある場合に  
は、その適用後の金額）をいう。）の1  
00分の3に相当する金額に相当する  
市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、  
次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用につい  
ては、同条中「総所得金額」とある

のは、「総所得金額、附則第17条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第17条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡

所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第62条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第5条の4（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2及び附則第15条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(3) 附則第5条の4（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第17条の2の2を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に規定する日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の羽島市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例に

よる改正前の羽島市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の羽島市税条例附則第5条の4の規定は、

同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の羽島市税条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の羽島市税条例附則第17条の2の2の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の羽島市税条例第62条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議第52号

羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例について

羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

**【提案理由】**

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正するものである。

羽島市手数料条例及び羽島市印鑑条例の一部を改正する条例  
 (羽島市手数料条例の一部改正)

第1条 羽島市手数料条例(平成12年羽島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則                      (手数料の金額の特例)</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>(これらのうち、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電</u></p>	<p>附 則                      (手数料の金額の特例)</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。)</u>を記録した<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u></p>

子証明書が記録されているものに限る。)	
(2) 略	(2) 略

(羽島市印鑑条例の一部改正)

第2条 羽島市印鑑条例（昭和51年羽島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(1) <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u>、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）</u>又は<u>特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>（これらのうち、<u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うこと</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>(1) <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）</u>を記録した<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）</u></p>

<u>により同法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>	
(2) 略	(2) 略

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議第53号

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

**【提案理由】**

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）等の施行に伴い、羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(最低基準)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の<u>ものについて</u>保育を行う場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上の<u>ものについて</u>保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p>	<p>(最低基準)</p> <p>第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない児童に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上の<u>児童について</u>保育を行う場合</p> <hr/> <p>_____にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(保育所等との連携)</p>



下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(運営規程)

第19条 略

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第28条 小規模保育事業は、小規模保

下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 略

7 前項(同項第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)

\_\_\_\_\_であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設\_\_\_\_\_として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(運営規程)

第19条 略

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員\_\_\_\_\_

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第28条 小規模保育事業は、小規模保

育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）

とする。

（職員）

### 第30条 略

#### 2 略

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、

育事業A型、小規模保育事業B型\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_及び小規模保育事業C型\_\_\_\_\_

とする。

（職員）

### 第30条 略

#### 2 略

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童  
おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号\_\_\_\_\_の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 \_\_\_\_\_を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第32条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

（職員）

第32条 略

2 略

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

型に勤務する看護師等  
\_\_\_\_\_を、1人に限り、保育士とみなす  
ことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定  
に当たっては、当該小規模保育事業所  
B型に勤務する特定理学療法士等を、  
1人に限り、保育士とみなすことが  
できる。ただし、当該特定理学療法士等  
が保育を行うに当たっては、当該小規  
模保育事業所B型の保育士による支援  
を受けることができる体制を確保しな  
ければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特  
定理学療法士等のいずれもが保育を行  
う場合には、当該看護師等が保育を行  
うに当たって、当該小規模保育事業所  
B型の保育士（前項ただし書の規定に  
よる支援を行う保育士を除く。）によ  
る支援を受けることができる体制を確  
保しなければならない。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法  
第6条の3第10項第1号の規定にか  
かわらず、その利用定員を6人以上1  
0人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職  
員)

第45条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に

型に勤務する保健師、看護師又は准看  
護師を、1人に限り、保育士とみなす  
ことができる。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法  
第6条の3第10項\_\_\_\_\_の規定にか  
かわらず、その利用定員を6人以上1  
0人以下とする。

(保育所型事業所内保育事業所の職  
員)

第45条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に

当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等 \_\_\_\_\_ を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保

当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保

育事業所に勤務する看護師等  
\_\_\_\_\_を、1人に限り、保育士と  
みなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定  
に当たっては、当該小規模型事業所内  
保育事業所に勤務する特定理学療法士  
等を、1人に限り、保育士とみなすこ  
とができる。ただし、当該特定理学療  
法士等が保育を行うに当たっては、当  
該小規模型事業所内保育事業所の保育  
士による支援を受けることができる体  
制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特  
定理学療法士等のいずれもが保育を行  
う場合には、当該看護師等が保育を行  
うに当たって、当該小規模型事業所内  
保育事業所の保育士（前項ただし書の  
規定による支援を行う保育士を除  
く。）による支援を受けることができ  
る体制を確保しなければならない。

（準用）

第49条 第25条から第27条まで及  
び第29条の規定は、小規模型事業所  
内保育事業について準用する。この場  
合において、第25条中「家庭的保育  
事業を行う者（次条及び第27条にお  
いて「家庭的保育事業者」とい  
う。）」とあるのは「小規模型事業所  
内保育事業を行う者（第49条におい  
て準用する次条及び第27条において

育事業所に勤務する保健師、看護師又  
は准看護師を、1人に限り、保育士と  
みなすことができる。

（準用）

第49条 第25条から第27条まで及  
び第29条の規定は、小規模型事業所  
内保育事業について準用する。この場  
合において、第25条中「家庭的保育  
事業を行う者（次条及び第27条にお  
いて「家庭的保育事業者」とい  
う。）」とあるのは「小規模型事業所  
内保育事業を行う者（第49条におい  
て準用する次条及び第27条において

「小規模型事業所内保育事業者」という。)と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」

\_\_\_\_\_とする。

#### 附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

「小規模型事業所内保育事業者」という。)と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。)」

と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。

#### 附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等(\_\_\_\_\_特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。



なければならない。

なければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

(羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年羽島市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 <u>令和10年3月31日までの間</u> 、この条例による改正後の羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。） <u>第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u> は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の羽島市	附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、 <u>当分の間</u> 、この条例による改正後の羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 <u>第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定</u> は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の羽島市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定

は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議第54号

羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

**【提案理由】**

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）の施行に伴い、羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。



申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育及び保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の下条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育及び保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の下条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。



な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 略

(1)及び(2) 略

(3) 略

ア 略

(ア) 教育認定子ども

\_\_\_\_\_ 7

7, 101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_ (特

定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども

な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 略

(1)及び(2) 略

(3) 略

ア 略

(ア) 法第19条第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7

7, 101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特

定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

57, 700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども

(小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども

\_\_\_\_\_ 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(運営規程)

第20条 略

(1)~(6) 略

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に

(小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イ\_\_\_\_\_において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 略

(4)及び(5) 略

5及び6 略

(運営規程)

第20条 略

(1)~(6) 略

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に

当たっての留意事項（第6条第2項  
\_\_\_\_\_に規定する選考方法及び  
同条第3項に規定する選考の方法を  
含む。）

(8)～(11) 略

(利用定員の遵守)

第22条 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員  
は、教育・保育給付認定子どもに対  
し、児童福祉法第33条の10第1項  
各号（幼保連携型認定こども園である  
特定教育・保育施設の職員にあって  
は、認定こども園法第27条の2第1  
項各号、学校教育法第1条に規定する  
幼稚園である特定教育・保育施設の職  
員にあっては、同法\_\_\_\_\_第28条第  
2項において準用する認定こども園法  
第27条の2第1項各号）に掲げる行  
為その他当該教育・保育給付認定子ど  
もの心身に有害な影響を与える行為を  
してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所  
に限る。以下この条において同じ。）  
が教育認定子ども  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に対し特別利用保育を提供  
する場合には、法第34条第1項第3  
号に規定する基準を遵守しなければな

当たっての留意事項（第6条第2項  
及び第3項に規定する選考方法  
\_\_\_\_\_を  
含む。）

(8)～(11) 略

(定員の遵守)

第22条 略

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員  
は、教育・保育給付認定子どもに対  
し、児童福祉法第33条の10第1項  
各号（幼保連携型認定こども園である  
特定教育・保育施設の職員にあって  
は、認定こども園法第27条の2第1  
項各号、幼稚園  
\_\_\_\_\_である特定教育・保育施設の職  
員にあっては、学校教育法第28条第  
2項において準用する認定こども園法  
第27条の2第1項各号）に掲げる行  
為その他当該教育・保育給付認定子ど  
もの心身に有害な影響を与える行為を  
してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所  
に限る。以下この条において同じ。）  
が法第19条第1号に掲げる小学校就  
学前子どもに該当する教育・保育給付  
認定子どもに対し特別利用保育を提供

する場合には、法第34条第1項第3  
号に規定する基準を遵守しなければな

らない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども

\_\_\_\_\_及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「教育認定子ども

らない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども

\_\_\_\_\_に該当する教育・保育給付認定子ども

\_\_\_\_\_の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就

\_\_\_\_\_」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども

(特別利用保育を受ける者を除く。))」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。))とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども

学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども

(特別利用保育を受ける者を除く。))」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。))とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

\_\_\_\_及び当該特定教育・保育施設を現  
に利用している教育認定子ども

\_\_\_\_の総数が、第4条第  
2項第2号の規定により定められた法  
第19条第1号に掲げる小学校就学前  
子どもに係る利用定員の数を超えない  
ものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規  
定により特別利用教育を提供する場合  
には、特定教育・保育には特別利用教  
育を、施設型給付費には特例施設型給  
付費を、それぞれ含むものとして、前  
節（第6条第3項及び第7条第2項を  
除く。）の規定を適用する。この場合  
において、第6条第2項中「特定教  
育・保育施設（認定こども園又は幼稚  
園に限る。以下この項において同  
じ。）」とあるのは「特定教育・保育  
施設（特別利用教育を提供している施  
設に限る。以下この項において同  
じ。）」と、「利用の申込みに係る法  
第19条第1号に掲げる小学校就学前  
子どもの数」とあるのは「利用の申込  
みに係る法第19条第2号に掲げる小  
学校就学前子どもの数」と、「教育認  
定子ども

\_\_\_\_」とあるの  
は「教育認定子ども又は満3歳以上保  
育認定子ども

の数及び当該特定教育・保育施設を現  
に利用している同条第1号に掲げる小  
学校就学前子どもに該当する教育・保  
育給付認定子どもの総数が、第4条第  
2項第2号の規定により定められた法  
第19条第1号に掲げる小学校就学前  
子どもに係る利用定員の数を超えない  
ものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規  
定により特別利用教育を提供する場合  
には、特定教育・保育には特別利用教  
育を、施設型給付費には特例施設型給  
付費を、それぞれ含むものとして、前  
節（第6条第3項及び第7条第2項を  
除く。）の規定を適用する。この場合  
において、第6条第2項中「特定教  
育・保育施設（認定こども園又は幼稚  
園に限る。以下この項において同  
じ。）」とあるのは「特定教育・保育  
施設（特別利用教育を提供している施  
設に限る。以下この項において同  
じ。）」と、「利用の申込みに係る法  
第19条第1号に掲げる小学校就学前  
子どもの数」とあるのは「利用の申込  
みに係る法第19条第2号に掲げる小  
学校就学前子どもの数」と、「同号に  
掲げる小学校就学前子どもに該当する  
教育・保育給付認定子ども」とあるの  
は「同条第1号又は第2号に掲げる小  
学校就学前子どもに該当する教育・保

\_\_\_\_\_」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども \_\_\_\_\_ (特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。))」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽島市条例第37号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第2

育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども \_\_\_\_\_ (特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども \_\_\_\_\_ (特別利用教育を受ける者を除く。))とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽島市条例第37号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第3

8条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

4条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子

学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者 \_\_\_\_\_ は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 \_\_\_\_\_ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる満3歳未満保育認定子

どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育及び保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適

どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育及び保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適

切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

#### 第42条 略

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施するこ

切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

#### 第42条 略

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施するこ

と。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号\_\_\_\_\_において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。

2～6 略

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が

と。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。

2～6 略

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。） \_\_\_\_\_であつて、市長が

適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 略

10 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号  
にに係る連携協力を求めることを要しない。

11 略

12 略

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条

適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設\_\_\_\_\_として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

8 略

9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号  
にに係る連携協力を求めることを要しない。

10 略

11 略

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者  
\_\_\_\_\_から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条

第3項第2号に掲げる額をいう。)の  
支払を受けるものとする。

2～6 略

(運営規程)

第46条 略

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始  
及び終了に関する事項並びに利用に当  
たつての留意事項 (第39条第2項及  
び第3項に規定する選考の方法を  
含む。)

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保  
育認定子どもに対し、適切  
な特定地域型保育を提供することがで  
きるよう、特定地域型保育事業所ごと  
に職員の勤務の体制を定めておかなけ  
ればならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域  
型保育事業所ごとに、当該特定地域型  
保育事業所の職員によって特定地域型  
保育を提供しなければならない。ただ  
し、保育認定子どもに対す  
る特定地域型保育の提供に直接影響を  
及ぼさない業務については、この限り  
でない。

3 略

(利用定員の遵守)

第3項第2号に掲げる額をいう。)の  
支払を受けるものとする。

2～6 略

(運営規程)

第46条 略

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始  
及び終了に関する事項並びに利用に当  
たつての留意事項 (第39条第2項に  
規定する選考方法 \_\_\_\_\_を  
含む。)

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満  
3歳未満保育認定子どもに対し、適切  
な特定地域型保育を提供することがで  
きるよう、特定地域型保育事業所ごと  
に職員の勤務の体制を定めておかなけ  
ればならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域  
型保育事業所ごとに、当該特定地域型  
保育事業所の職員によって特定地域型  
保育を提供しなければならない。ただ  
し、満3歳未満保育認定子どもに対す  
る特定地域型保育の提供に直接影響を  
及ぼさない業務については、この限り  
でない。

3 略

(定員の遵守)

第48条 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子ども

\_\_\_\_\_を除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項

\_\_\_\_\_中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育

第48条 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育

\_\_\_\_\_と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育

\_\_\_\_\_と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育

給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども

給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える

ものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育



「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。））」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」

\_\_\_\_\_」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型

「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章

\_\_\_\_\_において同じ。））」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを

含む。）」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

\_\_\_\_\_」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型

保育の対象となる教育認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」  
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」  
と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

#### 第51条の2 特定地域型保育事業者

(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用

保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」  
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」  
と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給

付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」  
と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」  
と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育

に係る満3歳以上保育認定子ども

及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項

の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給

に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給



ら施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議第55号

羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例の一部を改正する条例について

羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

**【提案理由】**

岐阜羽島インター南部地区地区計画区域への企業の立地を促進するため、羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例の一部を改正するものである。

羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例の一部を改正する条例

羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例（平成25年羽島市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(事業者の指定)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地区計画区域で都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為の許可を受けた土地において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けて建築物の設置を行うこと。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>常時雇用する従業員 操業開始前1年以内に当該建築物において通常の状態のもとに常時雇用する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に定める雇用保険の被保険者である従業員をいう。</u></p> <p>(事業者の指定)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>新たに常時雇用する従業員の数が、新設の場合は20人以上（中小企業にあつては10人以上）、増設又は移設の場合は10人以上（中小企業にあつては5人以上）であること。</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽島市岐阜羽島インター南部地区地区計画区域企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始した事業者の指定から適用し、同日前に操業を開始した事業者の指定は、なお従前の例による。

議第56号

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

**【提案理由】**

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の公布に伴い、羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものである。

羽島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

羽島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年羽島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽島市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた羽島市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の羽島市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議第57号

令和8年度羽島市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度羽島市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,588,687千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,484,459	1,328	5,485,787
	2 国庫補助金	1,145,455	1,328	1,146,783
15 県支出金		2,537,928	917	2,538,845
	2 県補助金	756,856	917	757,773
18 繰入金		2,622,933	8,866	2,631,799
	2 基金繰入金	2,616,932	8,866	2,625,798
歳入合計		29,577,576	11,111	29,588,687

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,242,734	1,366	3,244,100
	1 総務管理費	2,647,120	1,366	2,648,486
3 民生費		12,056,475	297	12,056,772
	1 社会福祉費	6,767,478	297	6,767,775
4 衛生費		5,235,417	7,006	5,242,423
	1 保健衛生費	2,472,590	7,006	2,479,596
9 教育費		3,115,191	2,442	3,117,633
	1 教育総務費	1,017,603	1,650	1,019,253
	2 小学校教育費	270,406	792	271,198
歳出合計		29,577,576	11,111	29,588,687

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 歳入

#### (款) 14 国庫支出金

##### (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	147,136	148	147,284	1 社会福祉費補助金	148	地域診療情報連携推進費補助金 148(既決 0)
7 教育費国庫補助金	188,664	1,180	189,844	1 教育総務費補助金	1,180	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 1,180(既決 0)
計	1,145,455	1,328	1,146,783			

#### (款) 15 県支出金

##### (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 教育費県補助金	222,162	917	223,079	1 教育総務費補助金	917	学校内教育支援センター整備促進事業費補助金 917(既決 0)
計	756,856	917	757,773			

#### (款) 18 繰入金

##### (項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	2,616,932	8,866	2,625,798	1 財政調整基金繰入金	8,866	財政調整基金繰入金 8,866(既決 1,743,616)
計	2,616,932	8,866	2,625,798			

2 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
12 災害対策費	30,384	1,366	31,750				1,366	14 工事請負費	1,366	防災施設管理費 1,366(既決 17,196)
計	2,647,120	1,366	2,648,486				1,366			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
7 福祉医療費	886,652	297	886,949	148			149	12 委託料	297	福祉医療事務経費 297(既決 2,291)
計	6,767,478	297	6,767,775	148			149			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	120,654	609	121,263				609	18 負担金・補助及び交付金 補助金	609	医師会准看護学校運営補助費 609(既決 6,884)
3 予防費	251,914	6,397	258,311				6,397	12 委託料 18 負担金・補助及び交付金 負担金	6,300 97 97	予防接種事業 6,397(既決 251,914)
計	2,472,590	7,006	2,479,596				7,006			

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 教育支援センター費	684,001	1,650	685,651	2,097			△447	12 委託料	1,650	教育支援センター事務経費 (既決 58,009) 学校情報機器等整備事業 1,650(既決 625,992)
計	1,017,603	1,650	1,019,253	2,097			△447			

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	249,214	792	250,006				792	12 委託料	792	小学校施設管理費 792(既決 125,080)
計	270,406	792	271,198				792			

議第58号

令和8年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度羽島市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,179千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,702,179千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		111,127	2,179	113,306
	1 繰越金	111,127	2,179	113,306
歳入合計		6,700,000	2,179	6,702,179

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸 支 出 金		7,000	2,179	9,179
	1 諸 支 出 金	7,000	2,179	9,179
歳 出 合 計		6,700,000	2,179	6,702,179

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	111,127	2,179	113,306	1 繰越金	2,179	繰越金 2,179(既決 111,127)
計	111,127	2,179	113,306			

2 歳出

(款) 5 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 償還金	7,000	2,179	9,179				2,179	22 償還金・利 子及び割引 料	2,179	償還金 2,179(既決 0)
計	7,000	2,179	9,179				2,179			

議第59号

動産の取得について

次のとおり動産を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽島市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

- |          |   |
|----------|---|
| 1 動産の名称  | G I G Aスクール構想推進事業周辺機器                         |
| 2 取得の目的  | 児童生徒及び教職員が使用するタブレット端末の周辺機器等の更新                |
| 3 取得の方法  | 指名競争入札  |
| 4 取得の金額  | 金27,478,000円                                  |
| 5 取得の相手方 | 岐阜県岐阜市市橋5丁目4-18<br>教育産業株式会社 岐阜営業所<br>所長 富岡 宏伊 |

議第60号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 旧羽島市教育センター解体撤去工事  |
| 2 工事場所   | 羽島市竹鼻町226番地2 旧羽島市教育センター地内   |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 金385,000,000円   |
| 5 契約の相手方 | 日東・田中特定建設工事共同企業体<br>代表構成員<br>岐阜県羽島市堀津町382番地<br>日東工業株式会社<br>代表取締役 南谷 茂伸<br>構成員<br>岐阜県羽島市福寿町間島7丁目9番地<br>株式会社田中建設<br>代表取締役 佐藤 良平 |

議第61号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 旧羽島市いきいき元気館解体工事                            |
| 2 工事場所   | 羽島市福寿町浅平3丁目106番地 地内                        |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札                                     |
| 4 契約の金額  | 金97,460,000円                               |
| 5 契約の相手方 | 岐阜県羽島市桑原町八神3661番地<br>株式会社吉川組<br>代表取締役 吉川 仁 |

議第62号

損害賠償の額を定めることについて

令和8年2月8日（日）午前6時20分頃、羽島市桑原町八神1917番地先の道路上において発生した水道管の破損による道路陥没により、東進していた羽島市コミュニティバスの右前部及び右側部等に損傷を与えた。

これに対する損害賠償の額を次のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

- 1 損害賠償の額 金2,244,176円
- 2 損害賠償の相手方 羽島市所在の法人

議第63号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を市道として認定したいので、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

羽島市長 松 井 聡

市道路線認定調書

路線番号	路線名称	起点	重要な経過地	参考 延長(m)
		終点		
07 - 3 - 277	狐穴柳原 8 号線	竹鼻町狐穴字柳原 1478 番 3 地先		34.4
		竹鼻町狐穴字柳原 1478 番 2 地先		

市道路線認定図

